

令和3年度 目黒区住宅リフォーム資金助成

∞∞∞区内業者の施工によるご自宅のリフォーム工事の費用の一部を助成します(事前申請)∞∞∞

申請資格 次のすべてに該当する区民のかた

- これからリフォームをする居住用住宅に住んでいる
- 所有者は申請者本人である（あるいは配偶者、親、子など決められた範囲内である）
- 住民税を完納している
- 平成28年（2016年）4月1日以降この制度を利用していない。（原則として助成を受けた年の翌年度から5年は申請できません。但し、令和3年度より、助成金額が10万円に満たない場合は5年経過していなくても再度の助成申請ができます。*下記令和3年度新設を参照）

工事要件 次のすべての条件を満たす工事

- 目黒区の業者が行う工事である
- 申請時においてまだ着工していない（審査結果通知書が届いてから着工すること）
- 令和4年3月末日までに工事と支払いの両方が完了する
- 工事費用は20万円（税抜）以上である
- 区で行っている他の住宅に関する助成対象の工事を除く

申請 工事着工の1週間前までに住宅課へ申請書類を提出（申請に必要な書類は最終ページへ）

*予算の範囲内で先着順となります

助成金額

工事費用（税抜の見積金額と実際の工事金額の低い方）の **10%**（千円未満切捨て）

***上限 10万円**

*令和3年度新設

助成を受けた年の翌年度から数えて5年経っていないかたでも、「10万円」と「既に助成を受けた金額」の差額を限度として、もう一度申請することができます。

なお、この助成は以下の点にご注意ください。その他の要件は、上記と同様です。

- ① 前回と異なる箇所の工事をする場合に限ります。
- ② 助成金額の下限は2万円、上限は“10万円から前回の助成金額を引いた金額”となります。
- ③ この助成を受けた後のリフォーム助成の申請は、前回の助成を受けた年の翌年度から数えて5年以上空けることが必要です。（この助成を受けた年の翌年度から数えて5年ではありません。）

例：令和2年（2020年）に4万5千円の助成を受けたかたの場合

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(2026年)~
	4万5千円の助成を受けた	もう一度申請できる（上限5万5千円） ↑10万円から前回の助成金額を引いた金額					助成の制限がなくなる （上限10万円）

令和3年度～令和7年度の5年間はもう一度申請可。（上限“10万円から前回の助成金額を引いた金額”）

令和8年度からは5年経過しているため、制限はありません。（上限10万円）

*工事箇所は10年以上、適正に保全してください。



3.4.1

【申請窓口／問い合わせ先】目黒区住宅課 目黒区総合庁舎6階
住宅課居住支援係 ☎5722-9878（直通）

* 助成の手続きと流れ *

1. 申請

* 申請に必要な書類については最終ページをご確認ください

↓ 工事着工の1週間前までに申請書類をすべて揃えて提出してください

2. 審査

↓ 審査には1週間程度かかります(書類の追加提出をお願いする場合があります)

3. 審査結果通知書郵送

↓ 審査が完了したら審査結果通知書を申請者へ郵送します(完了手続きに必要な完了届等も同封)

4. 工事開始

↓ 審査の結果が出る前に着工した場合は助成金の支払いができなくなります



5. 工事完了

↓

6. 完了手続き(郵送可)

↓ 速やかに完了書類を提出してください(原則工事完了後30日以内)

- ① 住宅リフォーム工事完了届
- ② 住宅リフォーム資金助成金請求書(振込先口座を記入)
- ③ 対象工事全額の領収証のコピー(申請者宛、工事業者の目黒区住所記載のもの)
- ④ 工事実施箇所の写真(撮影日付入り、申請時に提出した写真と同じ場所を同じアングルで撮影してください。工事前写真と工事後写真を見比べて、申請した内容通りにリフォームしたことが確認できるものがが必要です。)

審査結果通知書を郵送する際に同封します

以下は、該当する場合のみ提出

- ⑤ 建築確認検査済証(建築確認が必要な増改築工事をした場合のみ)

↓

7. 助成金の振込

助成金額を決定し、申請者へ助成金交付決定通知書を郵送した後、2~3週間後に申請者の口座へ振り込みとなります。(振込日が確定したら事前にハガキでお知らせします。)

1. 申請条件を確認しましょう

<input type="checkbox"/>	リフォーム工事を予定しているのは、区民であるご自身が住んでいる（住民登録をしている）目黒区内にある居住用住宅である。				
<input type="checkbox"/>	申請できる所有者の範囲 （所有者が亡くなった方 のみの場合は申請できません）	<input type="checkbox"/>	所有者本人・所有者の配偶者		
		<input type="checkbox"/>	所有者の父・母	<input type="checkbox"/>	所有者の配偶者の父・母
		<input type="checkbox"/>	所有者の子	<input type="checkbox"/>	所有者の子の配偶者
		<input type="checkbox"/>	所有者の同居の親族（二親等以内）		

2. 工事内容を確認しましょう

（1）室内リフォーム

<input type="checkbox"/>	浴室・トイレ・キッチン・洗面所などの改修、床・壁紙の張替え、間取り変更など、室内リフォームの多くは一戸建てでもマンションも対象となります。
--------------------------	---

（2）屋外改修工事

<input type="checkbox"/>	屋根・外壁の塗装などの屋外改修工事は、区分所有登記をしていない一戸建て住宅のみが対象です。（マンションや一戸建て住宅で区分所有登記をしている住宅 ^{*1} の場合、屋根・外壁は共用部分となるため対象外です。室内などの専有部分は対象となります。）
<input type="checkbox"/>	分譲マンションは、専有部分の工事のみが対象です。
<input type="checkbox"/>	自宅と自宅以外の部分（店舗、事務所、賃貸部屋など）がある併用住宅の屋根・外壁等の工事の場合は、床面積による按分 ^{*2} となります。按分計算のため、床面積がわかる書類を提出してください。

（3）対象とならない工事

<input type="checkbox"/>	居住している家屋部分の工事が対象です。外構・門扉・車庫などは対象外です。
<input type="checkbox"/>	事業用部分（店舗・事務所・作業所・賃貸住宅など）は対象外です。
<input type="checkbox"/>	エアコン・給湯器等の器具交換・設置は対象外です。ただし、浴室工事やキッチン工事に伴い、給湯器の交換が含まれる場合は対象です。

（4）他の制度との併用（見積書はそれぞれ別にしてください）

<input type="checkbox"/>	耐震改修工事助成を申請する場合、その対象となる工事は申請できません。同時に行う他の箇所の工事は申請できます。（同じ工事に対し、両方から助成を受けることはできません。）
<input type="checkbox"/>	高齢者自立支援住宅設備給付【設備改修】を申請する場合、その対象となる箇所（浴室・トイレ等）の工事は対象外となります。同時に行う他の場所の工事は申請できます。
<input type="checkbox"/>	介護保険住宅改修給付または高齢者自立支援予防給付を申請する場合、その対象となる工事費用（手すり設置、段差解消、床材変更、引き戸への変更等）は対象外となります。

（*1）区分所有登記をしている一戸建て住宅とは？

例：自宅の一部が賃貸や店舗等になっていて、その部分と自宅部分をそれぞれ別々に分けて登記している住宅や、2世帯住宅で親世帯と子世帯を分けてそれぞれ別の区分として登記している住宅など。固定資産税納税通知書に同封されている課税明細書の区分家屋欄をご確認ください。空欄の場合は区分所有登記ではありません。

（*2）申請者居住部分と事業用部分（店舗、事務所、賃貸部屋）の床面積の割合から、税抜の工事見積額のうち、自宅に係る部分の工事金額を算出します。助成金額はその金額の10%（上限10万円）です。

3. 申請時提出する書類を用意しましょう

* 提出書類はお返しできませんのでご了承ください

①	申請書	<input type="checkbox"/>	所定の用紙は住宅課にあります 目黒区ホームページからダウンロードできます
		<input type="checkbox"/>	申請書のいちばん下「資格確認同意欄」に申請者本人の署名
②	建物登記を確認できる書類 (<u>所有権移転等の手続きが完了したものに限る</u>)	<input type="checkbox"/>	共有者なし、または共有者1名(共同名義の人が2名まで)の場合 令和3年度<u>固定資産税等納税通知書</u>及び課税明細書の写し 毎年6月頃所有者へ郵送される書類です。届くまでの間(4月~6月)は、総合庁舎3階目黒都税事務所の家屋名寄帳の写し、または建物の登記事項証明書を提出してください。
		<input type="checkbox"/>	共有者2名以上(共同名義の人が3名以上)の場合 目黒都税事務所の令和3年度 <u>固定資産家屋評価証明書</u> (共有者全員の氏名表付)の写し、または建物の登記事項証明書
③	工事見積書	<input type="checkbox"/>	目黒区内業者発行のもの(本社が区外にある会社の場合は、見積書と領収書が目黒区内の支店または営業所のものであること)
		<input type="checkbox"/>	宛名は申請者のもの
		<input type="checkbox"/>	有効期限のあるものは、有効期限内に申請してください。
④	建築確認済証	<input type="checkbox"/>	お手元に確認通知書や検査済証などが無い場合は、総合庁舎6階建築課で発行する「建築計画概要書」などの写しが必要です。 (建築が昭和56年よりも前の場合は不要です。“②建物登記を確認できる書類”で建築年次を確認します)
⑤	工事箇所の写真	<input type="checkbox"/>	<u>撮影日付入り</u> 。日付の入らないカメラの場合は、日付を書いた紙や工事看板などが写真の中に一緒に写るように撮影してください
		<input type="checkbox"/>	見積書に記載されている工事をする箇所すべての工事前写真を提出してください。(工事後にも同じ場所、同じアングルの写真を提出していただき、申請した内容通りにリフォームされたかを確認します)
以下は、該当する場合のみ提出してください			
⑥	同意書	<input type="checkbox"/>	共有者がいる場合、または申請者が工事予定住宅の所有者でない場合に提出してください。所定の用紙は住宅課にあります。目黒区ホームページからダウンロードできます。
⑦	住民税納税証明書	<input type="checkbox"/>	令和2年1月1日に目黒区に住民票がない場合は、前住所地の令和2年度住民税納税証明書が必要です。(4月~6月に申請する場合は平成31年度[令和元年度]住民税納税証明書)
⑧	戸籍個人事項証明書など	<input type="checkbox"/>	申請者が工事予定住宅の所有者本人でない場合は、所有者との続柄が確認できる戸籍個人事項証明書などが必要です。 (同一世帯の親子など、続柄が住民票で確認できる場合は不要)
⑨	自宅図面や面積のわかるもの	<input type="checkbox"/>	賃貸や店舗などがある併用住宅で按分計算が必要な場合や、間取り変更があり工事前後の写真だけでは変化がわかりにくい場合など。